

第26回入善町農業委員会議事録

平成28年9月9日午後1時30分から第26回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 12名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	6番 柳澤勝譽志
9番 紺田與規一	10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子

欠席委員 5名

4番 塚田周一	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	13番 松原二美榮
16番 市森孝義			

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第95号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（酒井職務代理者）

皆さまご苦勞様です。鍋嶋会長は、他の会議のため欠席ということですので、よろしく願いいたします。

台風の影響も心配されますが、刈取が本格化する時期であります。9月1日に早稲の初検査を実施したところ、カメムシの被害も少なく、まずまずの状況でした。昨日までのコシヒカリの検査状況は、粒未熟が、一つの農家で発見されましたが、その他はほぼ1等であり、品質についてはまずまずの状況であります。収量については、始まったばかりでありますので、これから期待したいです。

それでは、本日も慎重審議よろしく願いいたします。

議長（酒井職務代理者）

それでは第26回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第3終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (酒井職務代理者)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長 (酒井職務代理者)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。1番綿委員と2番中島委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (酒井職務代理者)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長 (酒井職務代理者)

次に、日程第3、議案第95号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第95号、農地法第5条の規定による意見進達について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町東狐〇〇番〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,500㎡です。譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇です。

転用目的は「農産物乾燥調整施設」で、契約内容は使用貸借権の設定です。譲受人の〇〇は、水稻、野菜等を中心に、現在、約40haを経営する農業法人ですが経営規模の拡大に伴い、既存の農作業所では手狭になったことから、今回新たに乾燥調製施設等を建設する計画です。

申請地には、米の大型の乾燥機4台、野菜の選別及び包装施設もあわせて設置し、さらに駐車場や大型車両転回広場等も確保する計画であり、必要最小限の面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「農産物乾燥調整施設」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbによる、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成28年7月19日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、申請地は入善町新屋〇〇番〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は482㎡です。譲渡人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町新屋〇〇番地〇の農事組合法人〇〇です。

転用目的は「米・大豆乾燥調製施設建設用地」で、契約内容は賃借権の設定です。譲受人の農事組合法人〇〇は、水稻、大豆等を中心に、現在、約55haを経営する農業法人です。これまでは大型乾燥調製施設は持たず、J Aみな穂の乾燥施設と構成員の乾燥調製で対応していましたが、施設が分散し作業効率も悪く、また老朽化もすすんでいるため、今回新たに乾燥調製施設等を建設する計画です。

申請地は、既設の格納庫や事務所に隣接し、乾燥施設として利用する計画であり、必要最小限の面積と認められます。国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内、農用地区域内にある農地です。

農用地区域内にある農地の転用は、原則として許可をすることができませんが、転用目的が「米・大豆乾燥調製施設建設用地」であり、運用通知第2の1の(1)のAの(イ)のbによる、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成28年7月19日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2件です。よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

紺田委員

申請番号1番の申請面積は、乾燥調製施設の敷地面積にしては大きくないですか。

事務局

建物の外に従業員及びユニック等大型車の駐車場、その大型車両の転回広場及び作業スペースとして利用する計画となっているためであります。

議長（酒井職務代理者）

それでは、他に何かございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第95号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。事務局から何かありませんか。

事務局

平成29年7月からの新しい農業委員会に向けて、定数及び推進委員について条例を制定しなくてはなりません。定数条例については、3月議会までに制定する必要がある中、県下の状況におきましては、多くの市町で12月までに制定予定とのこと。当町におきましても、12月を目指して、10月に案を作成し、関係機関とともに検討していきたいと考えております。

推進委員におきましては、遊休農地1%未満及び担い手への集積率70%以上であれば、設置の義務が

ありません。当町が該当するかについて、また、該当する場合でも設置している委員会もあるようですので、どのようにするのがいいか、現在情報を収集中であります。

愛場委員

組織体制の変更に伴い、全体の人員が減になるのは避けてもらいたい。
入善町は、現在の体制で問題あるわけではないので、人数については考慮願いたい。

議長（酒井職務代理者）

新しい体制では、農業委員が審議決定を行ない、推進委員が現場活動を行なう役割となっております。
推進委員を設置しないとなれば、役割を兼務することとなり、現定数と同じでも可能です。

事務局

定数の上限はありますが、下限がないため、現在、情報を集めている最中であります。入善町に適した定数等を検討したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

次に、「平成28年度版農家相談の手引き」と「農地転用許可制度のあらまし」の配布です。農業制度や施策の見直しが激しい昨今ではありますが、農業委員である皆様には、本書にお目通しいただき、農家から寄せられる相談への対応等にお役立ていただければ幸いです。

先進地視察研修についてです。今年度は、11月中下旬に実施予定としております。視察先は現在検討中ですので、ご意見、ご要望等がございましたら、事務局までお願いいたします。

最後に、お願いになるのですが、「農業委員活動記録簿集計表」の半年に1度の報告をお願いいたします。4月から9月までの農業委員会活動の記録として、日常の相談活動や世話役活動の記録を報告してくださいませよう、お願いします。電話による相談を受けた、訪問による相談を受けた、または、自主的に農地パトロールを行ったという活動から、農業委員として、例えば、集落の座談会や行事等に参加した、など、いろいろな活動があると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（酒井職務代理者）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（酒井職務代理者）

では、他にご意見等がないようですのでこれをもちまして第26回入善町農業委員会を閉会いたします。
次回は、10月3日月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時00分）